

安芸市告示第 1 5 1 号

一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 7 日

安芸市長 西内 直彦

第 1 入札に付する事項等

- 1 業 務 名 安芸市貸切バス運行委託業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 委託期間 令和 8 年 11 月 6 日から令和 8 年 11 月 9 日
- 4 委託場所 別紙仕様書のとおり
- 5 申請期間 公告の日から令和 8 年 8 月 28 日（金）まで
- 6 この入札への参加者は、安芸市契約事務規則に規定する事項を遵守すること。
- 7 この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 社の場合でも入札を行う。
- 8 この入札の参加申請において提出された申請書等は返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 9 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

第 2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 入札参加申込日までに、安芸市の令和 8 年度入札参加資格登録がされていること。
- 3 官公署から指名停止を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- 5 この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

- 6 道路運送法に基づく「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可を受けていること。
- 7 高知県内に本店又は営業所を有していること。
- 8 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に、官公庁発注の業務で貸切バス運行業務の実績があること。
- 9 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。

第3 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

入札価格が同額であった者が2人以上ある場合は、後日日時を指定し、当該入札者の出席を求めて、くじ引きを実施し、落札者を決定する。

ただし、入札金額が、別紙仕様書に定める「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の制度」に基づく適正な下限額を下回っていると認められる場合は、当該入札を無効とする。

第4 入札書の提出場所等

- 1 入札参加申込書及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先

〒784-8501 高知県安芸土居 82 番地 1
安芸市商工観光水産課商工観光係
電話 0887-35-1011
FAX 0887-35-8113
E-mail syokou@city.aki.lg.jp

- 2 仕様書等の交付場所

上記1に同じ及び安芸市ホームページ

- 3 仕様書等の交付期間

令和8年8月7日（金）から
令和8年9月3日（木）まで
※休日及び平日の昼休みを除く

- 4 入札参加申込書の提出期間

令和8年8月7日（金）午前9時から
令和8年8月28日（金）午後5時まで
※休日及び平日の昼休みを除く

- 5 入札書の提出期間

令和8年8月7日（金）午前9時から
令和8年9月3日（木）午後5時00分まで

※休日及び平日の昼休みを除く

6 入札の日時及び場所

日時 令和8年9月3日（木）午後5時10分

場所 安芸市商工観光水産課窓口

※立会い希望者は、定時までに安芸市商工観光水産課までお集まりください。

第5 入札方法等

- 1 入札書は所定の用紙を使用し、封入後割印のうえ、封筒に、入札業務名、宛名及び入札者名を朱書きして、持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

(1) 入札書記載の業務名の確認

(2) 入札日の日付、住所、氏名（共有者は持分も）を記入

(3) 捺印する。

(4) 入札金額を記入

・金額は総額で記載すること（消費税及び地方消費税抜き）。

・入札金額は、別紙仕様書「7.(1)委託料（入札金額）に含める経費」のみの金額とし、有料道路通行料および駐車料金等の実費精算経費は含めないこと。

・金額の頭に¥マークを記入すること。

・金額の訂正はしないこと。

- 2 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 3 地方自治法施行令第167条の4及び安芸市契約事務規則第20条各号に該当する入札は無効とする。

第6 入札保証金

免除する。

第7 契約金額および費用の精算について

- 1 本業務における契約金額は、落札価格（仕様書に定める「委託料（入札金額）に含める経費」）に、発注者があらかじめ適正に算定した実費精算経費（有料道路通行料および駐車料金）の見込額を加算した金額（上限額）とする。
- 2 実費精算経費（有料道路通行料および駐車料金）については、業務完了後、受注者からの実績報告および領収書等の写しに基づき、発注者が内容を確認したうえで、

前項の見込額を上限として実費分のみを精算し、支払うものとする。

- 3 実費精算の結果、実費額が契約時の見込額を下回った場合は、減額変更契約を行うものとする。

第8 その他

定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、安芸市財産規則、同契約事務規則、同会計事務規則の定めるところにより処理する。

その他不明な点は、安芸市商工観光水産課商工観光係に問い合わせること。